

# NPO等による復興支援事業（委託事業）企画提案募集要項

## I 事業の趣旨

県では、復興支援や被災地支援をはじめ社会課題解決に取り組むNPO法人等の運営基盤強化を図るため、本事業を実施します。

なお、この事業は県と受託者による協働事業とします。

## II 事業の概要

### 1 事業内容

首都圏企業とNPOとの交流会事業について、受託者を募集します。事業の詳細は別添「NPO等による復興支援事業（委託事業）仕様書」を参照願います。

### 2 委託期間

契約の日（令和2年9月上旬を予定）から令和3年3月上旬までとします。

なお、天災地変その他事情の変更により委託業務の継続が困難と判断したとき又は受託者による委託業務の実施が適当でないと認めるときは、契約の全部又は一部を解除することがあります。

### 3 委託費

上限額 2,994千円

なお、見積りにあたっては、消費税及び地方消費税の税率に相当する率を10%として算定すること。

## III 応募要件

### 1 資格要件

#### 【共通事項】

- (1) 応募者は、原則として岩手県内に事務所を有し、かつ岩手県内を中心に活動を行っている単独の法人その他の団体又は複数の法人その他の団体で構成されるグループ（以下「グループ」という。）であること。（岩手県外に事務所を有する法人等がグループ構成員に加わり、岩手県内の法人等と連携して応募することは可能）
- (2) 応募者は、団体又は構成員が委託業務の遂行上果たす役割を明らかにするとともに、グループで申し込む場合には、企画提案書の提出時に代表となる法人その他の団体（以下「代表団体」という。）の名称を明記し、必ず代表団体が応募手続きを行うとともに対応窓口となること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされてい

る者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(5) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体に該当しないものであること。また、次の①～⑤のとおり。

① 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

② 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していないこと。

③ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていないこと。

④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していないこと。

⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

(6) 当業務の遂行にあたり、県の要請に応じ迅速かつ円滑に事務処理ができること。

#### 【特定非営利活動法人（NPO法人）の場合】

(1) 特定非営利活動促進法第2条第1項に定める別表の19「前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動」に該当する活動を行うこととしていること。

なお、グループでの応募の場合、代表団体が当該要件を満たすこととし、その他構成団体となる場合は当該要件を満たさなくても差し支えないこと。

(2) 同法第29条による事業報告書等の提出がなされていること。

#### 【任意団体の場合】

(1) 不特定多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする団体であること。

(2) 団体を構成する会員が10名以上いること。また、入会について不当な条件を設けていないこと。

(3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。

(4) 特定の公職者（候補者を含む）、または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。

(5) 会則等があり、それに従って組織運営が行われていること。

(6) 団体の全ての役員が成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者ではないこと。

(7) 団体の代表や役員が民主的な手続きにより会員の中から選出され、総会が年1回以上開催されていること。

## IV 質問の受付・回答書の公表

### 1 受付期間

令和2年7月3日（金）～7月31日（金）

### 2 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、メール又はファックスで提出してください。

### 3 提出先

岩手県環境生活部若者女性協働推進室（「VIII 問合せ先」参照）

### 4 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、若者女性協働推進室ホームページにて公表します。

○岩手県ホームページ [NPO・ボランティア・協働-NPO等による復興支援事業]

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyounpo/fukkoushien/index.html>

## V 企画提案書の提出

### 1 締切

令和2年7月31日（金）必着 ※持参の場合は午後5時必着

### 2 提出書類

次の書類を各3部（正本1部、写し2部）提出してください。

また、グループでの応募の場合、(3)及び(5)～(10)については構成団体分も提出してください。

- (1) 「NPO等による復興支援事業（委託事業）」企画提案書（様式1）
- (2) 事業に関わるスタッフ一覧（様式2）
- (3) 組織等に関する調書（様式3）
- (4) 事業等に関する調書（様式4）
- (5) 見積書（様式5）
- (6) 役員名簿（様式6）
- (7) 定款又は会則及び最新の総会議事録
- (8) 直近の事業年度の事業内容及び収支内容がわかる書類
- (9) 現在の事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (10) その他、団体の活動状況等がわかる資料（ある場合のみ添付）

### 3 提出方法

持参又は「簡易書留」で郵送してください。

（メール及びファックスでは、受け付けません。）

### 4 提出先

岩手県 環境生活部 若者女性協働推進室（「VIII 問合せ先」参照）

## 5 応募に際しての留意事項

### (1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となることがあります。

- ① 応募資格を有しない者から提出があった場合。
- ② 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合。
- ③ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合。
- ④ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- ⑤ 本募集要項に違反すると認められる場合。

### (2) 提出書類の変更

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。(軽易なものを除く。) なお、提出書類は返却しません。

### (3) 費用負担

応募に要する経費等は、応募者の負担とします。

### (4) その他

応募者は、企画提案書の提出をもって、募集要項等の記載内容に同意したものとします。

## VI 受託者の選定方法

本事業の実施にあたっては、NPOについての専門的知識、質の高いサービスを提供することが求められます。

このため、受託者の選定にあたっては、提出書類の審査を行い、競争性・透明性の確保に十分配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力を総合的に評価して、受託者を選定します。

### 1 選定の機関

選定は、岩手県NPO等復興支援事業審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において行います。

### 2 審査事項

応募者の企画提案書、組織に関する調書、見積書及び関係書類について、下記の選定基準により各委員が評価、得点化し、審査委員会で審議します。

- (1) 企画提案内容が的確であること。
- (2) 事業を実施することによる効果が期待されること。
- (3) 事業を適正かつ確実に実施する運営能力を有していること。
- (4) 事業の積算が妥当で提案内容と整合性がとれていること。
- (5) 県及び関係機関と連携する体制が構築されていること。
- (6) その他特に優れた点があること。

### 3 審査委員会の開催

令和2年8月中旬～8月下旬の間（予定）

#### 4 審査結果の通知及び公表

- (1) 審査結果は、受託者を内定後、速やかに応募者に文書で通知します。電話等による問い合わせには応じません。
- (2) 審査結果は、県公式ホームページへの掲載その他適宜の方法により公表します。

#### 5 選定スケジュール

公募及び選定は、次の日程で行います。

項 目	日 程（予定）
① 募集要項公表	7月3日（金）
② 企画提案書の受付締切	7月31日（金）持参の場合午後5時必着
③ 企画提案に係る審査委員会の開催	8月中旬 ～ 8月下旬（調整中）
④ 審査結果の公表・受託者の決定	8月下旬
⑤ 事業実施（委託）期間	9月上旬～令和3年3月上旬

### Ⅶ 受託者決定後の契約について

県と受託者との間で、仕様書の内容等を協議のうえ、契約事務を取り進めます。したがって、当初提出していただいた見積書の額が契約額とならない場合があります。

#### 1 契約保証金

契約金額の100分の5以上の額とします。ただし、免除となる場合があります。

#### 2 契約となった場合の委託料の支払方法

原則精算払いです。ただし、事業の執行計画等に応じて、部分払、前金払が可能となる場合があります。

### Ⅷ 問合せ先

岩手県 環境生活部 若者女性協働推進室 連携協働担当（担当者：鈴木）

住 所 〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1（県庁11階）

電 話 019-629-5199（直通）

F A X 019-629-5354

Eメール ac0006@pref.iwate.jp

※ 「首都圏企業とNPOとの交流会事業」は国の「NPO等の「絆力（きずなりょく）」を活かした復興・被災者支援事業実施要領」に基づき実施する事業です。